

米軍CH53E大型輸送ヘリコプターの窓落下事故に対する意見書

去る8月27日午後5時半頃、米軍普天間飛行場所属のCH53E大型輸送ヘリコプターから、またしても窓が落下する事故が発生した。

航空機の部品落下事故は、県民の生命の危機に直結する重大事故であり、断じて許されるものではない。

同型機の部品落下事故は、今年の6月にも浦添市立浦西中学校のテニスコートにゴム製のテープが落下し、また、2017年12月には普天間第二小学校のグラウンドに重さ7.7kgの金属製窓が落下した事故などがあり、児童・生徒と保護者、学校関係者をはじめ県民に大きな怒りと不安を与えていた経緯もあった。相次ぐ米軍航空機からの部品落下事故は、米軍機の老朽化と安全管理の不徹底に伴い、県民の安全・安心な生活は日常的におびやかされている。同型機は本村のトライ通信施設へも飛来している状況である。まさに、その様な中、米軍は窓落下事故の原因究明と再発防止策を明らかにしないまま同型機の飛行を再開した。これは県民の生命と財産を軽視したものであり言語道断という他はない。

日米合同委員会では在日米軍による事件事故発生時の通報体制において米軍機からの落下物事故は基地内外を問わず、速やかに通報することを定めている。更に外来機と常駐機による通常訓練と夜間訓練が続けられており、県民の生命と健康が軽視された運用実態となっている。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から米軍及び関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について、速やかに実施するよう強く要請する。

記

- 1 同型機の再飛行をただちに停止し、事故原因の徹底究明と実効性のある再発防止策を講じ公表すること
- 2 事故発生時において関係自治体へ速やかな通報体制を遵守すること
- 3 在沖米軍基地の整理縮小と米海兵隊の撤去を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月13日

沖縄県読谷村議会

あて先

内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、外務省特命全権大使（沖縄担当）、沖縄防衛局長

米軍CH53E大型輸送ヘリコプターの窓落下事故に対する抗議決議

去る8月27日午後5時半頃、米軍普天間飛行場所属のCH53E大型輸送ヘリコプターから、またしても窓が落下する事故が発生した。

航空機の部品落下事故は、県民の生命の危機に直結する重大事故であり、断じて許されるものではない。

同型機の部品落下事故は、今年の6月にも浦添市立浦西中学校のテニスコートにゴム製のテープが落下し、また、2017年12月には普天間第二小学校のグラウンドに重さ7.7kgの金属製窓が落下した事故などがあり、児童・生徒と保護者、学校関係者をはじめ県民に大きな怒りと不安を与えていた経緯もあった。相次ぐ米軍航空機からの部品落下事故は、米軍機の老朽化と安全管理の不徹底に伴い、県民の安全・安心な生活は日常的におびやかされている。同型機は本村のトライ通信施設へも飛来している状況である。まさに、その様な中、米軍は窓落下事故の原因究明と再発防止策を明らかにしないまま同型機の飛行を再開した。これは県民の生命と財産を軽視したものであり言語道断という他はない。

日米合同委員会では在日米軍による事件事故発生時の通報体制において米軍機からの落下物事故は基地内外を問わず、速やかに通報することを定めている。更に外来機と常駐機による通常訓練と夜間訓練が続けられており、県民の生命と健康が軽視された運用実態となっている。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から米軍及び関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について、速やかに実施するよう強く要求する。

記

- 1 同型機の再飛行をただちに停止し、事故原因の徹底究明と実効性のある再発防止策を講じ公表すること
- 2 事故発生時において関係自治体へ速やかな通報体制を遵守すること
- 3 在沖米軍基地の整理縮小と米海兵隊の撤去を図ること

以上、抗議する。

令和元年9月13日

沖縄県読谷村議会

あて先

駐日米国大使、在日米軍司令官、在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官